新倉フェニックス

規　　約

新倉フェニックス規約

（名称）

第１条　　このクラブは、新倉フェニックスと称し、事務所を代表宅に置き、下記により組織する。

（１）　クラブ員：第３条に規定

（２）　保護者　：クラブ員の保護者

（３）　指導者　：コーチ登録された監督及びコーチ　　※保護者が兼務することを妨げない。

（４）　役員　　：第９～１２条に規定

（目的）

第２条　　スポーツを通して豊かな人間形成と体力の向上を図り、集団活動において約束を守り、礼儀正しく人に迷惑を掛けないで責任を持ち、お互いに協力し合える社会人になることを目的とする。

（クラブ員の資格取得）

第３条　　このクラブは、和光市立新倉小学校及び和光市立下新倉小学校の学区内及び学区外の者で和光市少年野球連盟理事会で承認を得た児童でスポーツを愛し､新倉フェニックスの趣旨に賛同して入団申し込みをした者は、その月からクラブ員となることが出来る。

（クラブ員の資格喪失）

第４条　　次の各号に該当した者は、クラブ員としての資格を失う。

（１）　卒団した者。

（２）　クラブ費を６ヶ月滞納した者。

（３）　クラブの秩序を乱し、クラブ員として不適切と見なされる行為をした者。

（４）　退団の申し出があった者。

（事業）

第５条　　新倉フェニックスは、第２条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　和光市少年野球連盟主催による大会への参加。

（２）　埼玉県内の各種大会への参加。

（３）　野球に関する調査及び研究。

（４）　その他の目的を達成するために必要な事項。

（経費）

第６条　　新倉フェニックスの経費は、クラブ員のクラブ費（以下クラブ費)、寄付金をもってあてる。

（１）　クラブ費は、毎月２，０００円とし、年間２４，０００円とする。
但し、最終学年は卒団する１２月までとする。

（２）　クラブ費は、年間６回払いとし、第１回は１月練習初めの翌週の土曜日又は日曜日に４，０００円、以降３月より各奇数月の第２土曜日又は日曜日に４，０００円を納入することを原則とする。
但し、入団月のクラブ費は免除するものとする。

（３）　保険料等は、クラブ費とは別途徴収とする。
＊入団時は、クラブ費と併せて徴収する。

（４）　クラブ費及び保険料等は、クラブの状況や社会情勢に応じて変更できるものとする。

（５）　やむを得ない理由によりクラブの活動が一時停止もしくは中止となった場合、クラブ費の一部を返還する場合がある。

（総会）

第７条　　新倉フェニックス総会を置く。

（１）　総会は、定例会及び臨時会とする。

（２）　定例会は、年１回とする。(原則は１２月に実施)

（３）　臨時会は、代表が必要と認めた時、又は代表以下、クラブ員を除く保護者・指導者・役員の２分の１以上から会の召集の要求がなされた場合に開催する。

（４）　総会は、代表が召集し議長となる。

（５）　総会の議事は、出席者の過半数を持って決める。可否同数の場合は議長が決定する。

（６）　総会及び臨時会は、代表以下、クラブ員を除く保護者・指導者・役員の３分の２以上の出席及び委任により開会される。(出席の出来ない場合は委任状により出席とみなす)

（総会の議決事項）

第８条

（１）　規約の変更。

（２）　予算決算に関すること。

（３）　事業計画に関すること。

（４）　その他必要と認めること。

（役員）
第９条　　新倉フェニックスに次の役員を置く。
（１）　会長　　１名
（２）　代表　　１名
（３）　相談役　　３名（上限）
（４）　監督　　２名
（５）　監査役　　１名

（役員の選任）
第１０条　役員は、総会において選任し承認する。

（役員の職務）
第１１条　新倉フェニックスの役員の職務は下記の通りとする。
（１）　代表は、クラブ運営の統括責任を負う。
（２）　相談役は、代表その他役員、コーチの相談を受け、チームの適切な指導を行う。
（３）　監督は、コーチ、クラブ員の最高指揮者となり、クラブ員の指導方法に関し最高の権限を有する。また、高学年監督は代表を補佐し、代表が不在の時にはその指示によりその職務を代行する。
（４）　監査役は、新倉フェニックスの事業に伴う金銭の支出入について、監査を行う。
（５）　会長は、新倉フェニックスに対する功労者とする。

（役員の任期）
第１２条　役員の任期は、１年とする。但し、再任を妨げない。
（１）　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員会）
第１３条　役員会は、会長、代表、相談役、監督及び監査役をもって組織し、随時新倉フェニックスの業務に関する事項を審議する。

（事業年度）
第１４条　新倉フェニックスの事業年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終了する。

（損害補償(輸送車)）
第１５条　クラブ員用輸送車の損害補償について、指導者並びに保護者がクラブ員の輸送目的で使用した乗用車に限り、使用期間内に発生・発見した損傷は、下記の手順並びに方法で補償することとする。
（１）　損傷の報告は、損傷の発生・発見後速やかに監督又は代表へ行うこととする。
（２）　損傷が発生した状況・状態を踏まえ、役員会にて運転手の瑕疵がないと判断した場合とする。
（３）　クラブ員の保護者（各１世帯）より臨時的に修理負担金を徴収する。
（４）　徴収金額は、クラブ員の保護者１世帯あたり３，０００円を上限とし、負担総額により等分負担とする。

（損害補償(用具)）
第１６条　クラブ員用具の損害補償について、指導者がクラブ活動中に用具を破損した場合、下記の手順並びに方法で補償することとする。
（１）　損傷の報告は、事故発生日に必ず監督又は代表へ行うこととする。
（２）　損傷が発生した状況・状態を踏まえ、役員会にて当事者の瑕疵が無いと判断した場合、クラブ費から負担する。

第１７条　新倉フェニックスは下記に該当する場合には慶弔金を贈る
（1）　クラブ員または役員・指導者の住居が消失流損等の災害を受けた時は見舞金として。　５千円
（2）　クラブ員が死亡したときは弔慰金として。　１万円
（3）　クラブ員の保護者(役員・指導者以外)が死亡したときは弔慰金として。　５千円
（4）　現職の役員・指導者が死亡したときは弔慰金として。　５千円
但し、(1)の事由による死亡の場合は弔慰金のみとする。また同一世帯の２名以上のクラブ員、保護者、役員、指導者がいる場合、原則として弔慰金を重複して支給はしない。
その他、必要と認めた場合役員会に諮って決定する。

（免責）
第１８条　新倉フェニックスが主催するクラブ活動及び関連行事における事故、事件、トラブル、金銭及び物品の盗難、紛失、破損等について、当クラブの代表、役員、指導者及び事務局員は一切の責任及び損害賠償を負わない。

（個人情報の取扱い）
第１９条　収集した個人情報は、クラブが厳正に保管し、クラブ活動や連絡等の目的に使用し、法律・法令等に基づいた情報提供でやむを得ない場合を除き、個人情報をその他の目的に使用しない。

（遠征協力費）

第２０条　試合及び大会等の目的で車によるクラブ員の遠征が必要な場合、遠征に参加するクラブ員の各家庭より都度遠征協力費を徴収する。金額は各家庭ごとに 500 円とし、新倉小学校を起点に片道の移動距離が 10km を超える場合(但し、和光市・朝霞市・新座市・志木市を除く)とする。遠征協力費はクラブ員及び用具等の輸送目的で車を提供した指導者並びに保護者に分配され、燃料代に充当する。

その他距離や状況に応じて金額を調整する場合がある。クラブ員及び用具等の輸送目的の有料道路代及び駐車場代は会計にて個別に経費精算するものとする。

付則　この規約は、昭和６４年１月１日から施行する。

第１回改定　平成２年１月１日
第２回改定　平成５年１１月２８日
第３回改定　平成６年１１月２７日
第４回改定　平成１１年１２月１９日
第５回改定　平成１６年１０月１日
第６回改定　平成１８年１０月１日
第７回改定　平成１９年１月１日
第８回改定　平成２０年１月１日
第９回改定　平成２４年１２月１６日（第６条　クラブ費改訂による）
第 10 回改定　平成２７年１２月１３日（第９条　役員人数）
第 11 回改定　平成２８年１２月１８日（第１７条　新設）
第 12 回改定　令和元年１２月１５日（第１５条　出席の定義、第１８条　新設）
第 13 回改訂　令和２年１２月１３日（文言の統一　第１９条　免責、第２０条　個人情報の取扱い　新設）
第 14 回改訂　令和３年１２月１９日（第３条　第４条　クラブ員の資格、第９条　役員人数　新役員、第１１条　役員の職務）
第 15 回改訂　令和４年１２月１１日（第１条・第３条・第４条・第６条・第７条・第１０条、第１６条、第１７条、第１９条　条文見出し、定義及び文言修正、第９条・第１３条　役員構成・人数、第１１条　役員職務、第１５条　削除、第１６以降　条文名変更、第２０条　新設）
第 16 回改訂　令和５年１２月１６日（第６条 クラブ費免除条項、第２０条 定義変更）
第 17 回改訂　令和６年１２月１５日（第９条 役員構成、第１１条　役員職務修正及び文言修正、第１３条　役員構成及び文言修正）

新倉フェニックス活動上の決まり

（コーチ会議）

１．　コーチ会議は、月１回選手の技術向上その他新倉フェニックス発展のため開くものとする。

２．　新倉フェニックスの資産は、和光市立新倉小学校の倉庫に保管するものとし、書類等は役員会の議を経て代表もしくは役員が保管する。

（練習場所及び時間）

３．　練習場所は主に新倉小学校及び下新倉小学校校庭とし、時間は毎週土曜日・日曜日及び祝日の定められた時間とする。

（新倉フェニックス活動上の注意事項）

４－１．　練習及び試合への参加のために新倉小学校へ集合する場合は、原則徒歩で来ること。
但し、新倉小学校以外に通学している児童は、保護者の責任において自転車利用を許可する。

４－２．　私的な現金の持参を禁止する。

４－３．　練習後は校庭のゴミ拾い、ボール探し及びグランド整備をする。

４－４．　学校のピロティにスパイク及び土足で入らないこと。

４－５．　学校の施設に毀損を生じさせないこと。

（新倉フェニックス活動外の注意事項）

５－１．　許可されていない場所でのバッド、軟式ボールの利用は禁止する。

５－２．　活動外でのフェニックスユニフォーム、帽子は使用禁止とする。

５－３．　学校等施設では新倉フェニックスが許可を受けた時間以外には活動及び駐車場の利用はしない。

（倉庫の整理整頓）

６－１．　倉庫は、常に整理整頓しておくこと。

６－２．　倉庫は、監督が責任者となり月に１回清掃すること。

（用具の購入）

７．　ユニフォーム等の購入については監督へ相談する。
（靴、アンダーシャツを含む）